## 大阪市規則第113号

給料等の支給に関する規則及び職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

(給料等の支給に関する規則の一部改正)

第1条 給料等の支給に関する規則(昭和56年大阪市規則第29号)の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる 規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(夜間勤務手当の支給方法)	(夜間勤務手当の支給方法)
第10条 [略]	第10条 [同左]
[2 略]	[2 同左]
3 夜間勤務手当について、条例第20条の市	3 夜間勤務手当について、条例第20条の市
規則で定める場合とは、消防局警防部又は	規則で定める場合とは、消防局警防部又は
消防署に勤務する消防司令長の階級にある	消防署に勤務する消防司令長の階級にある
職員(指令管制業務担当副課長、方面隊長	職員(指令管制業務担当副課長、方面隊長、
<u>又は警防担当課長</u> の職にある職員に限る。)	警防担当課長又は大阪・関西万博消防セン
が所定の勤務時間として午後10時から翌日	<u>ター副所長</u> の職にある職員に限る。) が所定
の午前5時までの間に勤務した場合とす	の勤務時間として午後10時から翌日の午前
る。	5 時までの間に勤務した場合とする。
備考 表中の[ ]の記載は注記である。	

(職員の管理職手当に関する規則の一部改正)

第2条 職員の管理職手当に関する規則(昭和55年大阪市規則第16号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前	
別表	別表	
[表 別紙2 挿入]	[表 別紙1 挿入]	
備考 表中及び表中に挿入される別紙の[]の記載は注記である。		

附則

この規則は、令和7年11月1日から施行する。

# [別表 別紙1]

# 管理職手当月額表

	組織	職	区分
[同左]			
消防局		[同左]	[同左]
	[同左]	[同左]	[同左]
	消防署	[同左]	[同左]
		予防担当課長	4種甲
		大阪・関西万博消防センター所長	3種乙
		大阪・関西万博消防センター副所長	4種甲
[同左]			

[備考 同左]

# [別表 別紙2]

# 管理職手当月額表

	組織	職	区分	
[略]				
消防局		[略]	[略]	
	[略]	[略]	[略]	
	消防署	[略]	[略]	
	1	予防担当課長	4種甲	
[略]				

[備考略]